

議第4号

令和5年度岐阜県立多治見工業高等学校専攻科陶磁科学芸術科
の入学定員について

「令和5年度岐阜県立多治見工業高等学校専攻科陶磁科学芸術科の入学定員
について」別紙のとおりとする。

令和4年6月13日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長 堀 貴 雄

< 根拠法令 >

岐阜県立高等学校管理規則

第二条 学校の課程及び学科は、別表に定めるところによる。

2 入学定員は、教育委員会が毎年別に定める。

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十二年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一～八（略）

九 県立学校の入学定員に関すること。

十～二十（略）